

■家やアパートを借りるとき

(1)民間の住宅を借りる場合

通常、不動産会社を通じて住宅（貸家、アパート）を紹介してもらいます。契約時には、保証人を立てたり、家賃以外の必要経費を支払うなど、特別な手続きがとれる場合があります。契約書や重要事項説明書の内容をよく確認して契約することが大切です。

・部屋探しのガイドブック(国土交通省)

部屋の探し方、契約の手続き、入居後の注意点など、日本で部屋探しをする上での基礎知識が掲載されています。

日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語、タガログ語、モンゴル語

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/housejutakukentiku_house_tk3_000017.html

・「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」(日本で部屋探しをする外国人の方へ)(国土交通省)

日本で部屋探しをするときに活用できる基本的な情報や、外国語で対応できる不動産のウェブサイトなどをやさしい日本語で紹介しています。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/housejutakukentiku_house_tk3_000017.html

・千葉県外国人学生住居アドバイザー

「千葉県外国人学生住居アドバイザー」のステッカーを貼ってある不動産会社は、外国人学生に住宅に関する情報提供や助言をします。千葉県のホームページに一覧表を掲載していますので、ご利用ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/soudan/gaikokujin/gakuseijuukyoku.html>

(2)公営住宅を借りる場合

県や市町村が賃貸している住宅は、申込みの期間が決められています。

入居資格条件があることや空き家があることが必要になるため、申込みをしてもすぐには入居できないことがあります。

また、都市再生機構でも賃貸住宅を貸しています。詳しいことはそれぞれ管理しているところに問い合わせてください。

■租借房屋与公寓时

(1)租借民间住宅时

通常是通过不动产业者的介绍（出租房屋、普通住宅）。签约时可能办理特别手续，如提供保证人、支付房租以外的必要经费等。应认真确认合同书与重要事项说明书的内容。

・找房子的向导手册（国土交通省）

刊登有在日本找房子的基础知识，如房屋的寻找方法、契约手续、入住后的注意点等。

日语、英语、中文、韩语、西班牙语、葡萄牙语、越南语、尼泊尔语、泰语、印度尼西亚语、缅甸语、高棉语、他加禄语、蒙古语

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/housejutakukentiku_house_tk3_000017.html

・「外国人租房指南」（为在日本找租屋的外国人）(国土交通省)

在这里，您可以找到在日本找房时可以使用的基本信息，以及用简单的日语提供的外语房地产网站。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/housejutakukentiku_house_tk3_000017.html

・千葉県外国人学生住居顾问

贴有“千葉県外国人学生住居顾问”标记的不动产公司，可向外国人学生提供有关住宅的信息及建议。在千葉县主页刊载其一覧表，敬请利用。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/soudan/gaikokujin/gakuseijuukyoku.html>

(2)租借公营住宅的方法

县与市町村租借的住宅，有确定的申请期间。

租借时必须符合入居资格条件并必须有空房时才可入居，所以有时提出申请不能马上入居。

另外，都市再生机构也租借住宅。

具体请向各管理部门问询。

- ・市町村営住宅：各市町村役所
- ・県営住宅：千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部
電話：043-222-9200
- ・公団住宅：独立行政法人 都市再生機構

<http://www.ur-net.go.jp/>

(3) 貸家やアパートの概要

- ①住居の種類：貸家、アパート、マンション、下宿などがあります。
- ②間取り：部屋の数とL(居間)・D(食堂)・K(台所)を組み合わせて2LDK、3LDKなどと表示します。部屋の広さは、畳の枚数で表示していることもあります。一畳は約1.8m×0.9mです。
- ③設備は、電気・水道・ガスなどは備えられています。使用する前の手続きは入居者が行います。

◇必要な経費

- 契約時には、家賃、共益費(管理費)、敷金、礼金、手数料の合計金額を払います。
- ①家賃：月ごとに前払いで支払います。
 - ②共益費：階段や通路などの共用部分の電気代、清掃費等です。
 - ③敷金：家賃の滞納や部屋の損傷に対する補償金として家主に預けるお金で、家賃の1～2か月分程度です。引越しのとき部屋の修理代を差し引いて残りがあれば返金されます。
 - ④礼金：契約成立時に家主に謝礼として払うお金で、家賃の1～2か月分程度であり、返金されません。
 - ⑤仲介手数料：通常、不動産会社に払います。家賃の1か月分以内です。

◇注意事項

- ①契約時には保証人が必要な場合があります。保証人がいないときは、保証会社を利用できる場合があります。
- ②家主の許可なく住宅(部屋)の改装はできません。
- ③契約時に決めた借家人以外の人と一緒に住むことはできません。
- ④通常、契約期間は2年です。2年経つと契約の更新をしなければなりません。その際、家賃が変更されることもあります。

(3) 出租房屋与普通住宅的概要

- ①住居種類：出租房屋、普通住宅、高级公寓、家庭公寓等
- ②房屋格式的种类：根据房屋的数目L(客厅)、D(餐厅)、K(厨房)的组合，一般以2LDK、3DK等表示。房屋的大小，通常用榻榻米数来表示房屋的面积，一榻榻米约为180cm×90cm
- ③设备中包括电力、自来水、煤气等，但使用前的手续需由入住者办理。

◇必要费用

- 签订合同时，必须支付房租、共益费(管理费)、押金、礼金、手续费等的合计金额。
- ①房租：按月预先支付。
 - ②共益费：楼梯及通道等公用部分的电费、清扫费等。
 - ③押金：作为迟交房租或对房屋造成损坏时支付给房东的补偿金，一般为1～2个月房租的金额。搬家时，从押金扣除房屋的修理费用后，如有剩余应退还给租借者。
 - ④礼金：合同成立时交给房东的礼金，一般为1～2个月房租的金额。不予退还。
 - ⑤中介手续费：通常支付给不动产业者。1个月以内的房租。

◇注意事項

- ①签署合同有时需要保证人。没有保证人时，可以利用保证公司。
- ②没有房东的许可，不得擅自装修住宅(房屋)。
- ③不可与合同上确定的居住者以外的人一同居住。
- ④通常，合同期间为2年。过了2年必须更新合同，届时房租也可能变化。

■電気・ガス・水道

(1) 電気

千葉県の電力は 50Hz (ヘルツ) 100V (ボルト) です。周波数、電圧の違う電気器具は調整が必要です。入居して電気を初めて使用するときは、ブレーカーのスイッチをオンにして電気を通します。電気が来ていることを確認し、住居に備え付けてある「電気使用申込書」に名前、入居日などを記入し電力事業者へ送ります。電気料金の支払いは、銀行又は郵便局の口座から自動振替にするか、所定の振込票 (入金フォーム) により銀行・郵便局・コンビニエンスストア等から支払います。引越するときには電気を止めるので、前もって、電力業者に連絡します。

(2) ガス

日本には都市ガスとプロパンガスの2種類のガスがあります。ガスの種類に合ったガス器具を使う必要があります。ガスの種類に合わないガス器具を使用すると、火災や不完全燃焼を起こす場合があるので危険です。

①都市ガス

都市ガスを使い始めるときは、事前に近くのガス会社に連絡します。連絡をするとガス会社の係員が来て、ガスの元栓を開き、ガスもれやガス器具の安全点検をします。ガス料金は銀行口座から毎月自動振込みにするか、振り込みつうちしょ振込通知書により銀行、郵便局、コンビニエンスストア等から支払います。

②プロパンガス (LP ガス)

賃貸アパートなどによっては、プロパンガスを利用する場合があります。プロパンガスはボンベに入っています。使用時の注意や支払い方法については、家主やアパートの管理会社に問い合わせてください。

(3) 水道

日本の水道水は、飲料水としても使用できます。水道を使い始めるときは、水道を管理している千葉県企業

■電、煤气、自来水

(1) 電

千葉県の電が 50Hz (赫兹) 100V (伏特), 频率、电压不同的电器必须经过调整。入居后首次用电时, 合上电闸开关, 即可通电。确认来电以后, 在住居备好的“用电申请书”上记明姓名、开始使用日期等以后, 寄给电力企业。电费的支付方法, 可以经由银行或邮局的帐户每月自动转帐, 或以规定的转帐单从银行、邮局、便利店等进行支付。搬家时由于有停止供电的必要, 请提前通知东京电力。

(2) 煤气

日本の煤气分为都市煤气和液化石油气两种。请注意煤气用具应与煤气种类相符。如煤气用具不符合煤气种类, 将会发生火灾与不完全燃烧, 造成危险。

①都市煤气

开始使用都市煤气时, 请提前与煤气公司联系, 请煤气公司工作人员来打开煤气栓并检查煤气用具及有无泄露。煤气费可经由银行帐户每月自动转帐, 或以付款通知书从银行、邮局或便利店等进行支付。

②液化石油气 (LP gas)

根据租赁公寓的情况, 可利用液化石油气。液化石油气装在气罐内。关于使用时的注意和支付方法, 请向房东或公寓的管理公司咨询。

(3) 自来水

日本の自来水可以直接饮用。开始使用自来水时, 请与管理自来水的千叶县企业局或居住地的市町村自

局や居住地の市町村の水道担当課などに連絡します。

水道料金は銀行口座の自動振込にするか納入つうちしょふりこようれんらくようし通知書(振込み用連絡用紙)にて、コンビニエンスストアまたは、金融機関等で支払います。引越しをするときは千葉県企業局や居住地の市町村の水道担当課等に連絡し、水道料金を精算します。

詳しいことは、千葉県企業局又は市町村の水道担当課にお問い合わせください。

県水お客様センター(千葉県企業局)

電話:0570-001245

月～金:午前8:45～午後6:00

土曜:午前8:45～午後5:00

■引越し

引越しをするときには、次のような手続きが必要になります。

- 市区町村役所の窓口への届出:中長期在留者の方が、住居地を変更した時は、移転した日から14日以内に、在留カードと転出地の市町村から発行された転出証明書を持参の上、移転先の市区町村役所の窓口でその住居地を届け出てください。
- 国民健康保険証の申請:市区町村役所の国民健康保険担当係
- 運転免許証の住所変更:転入先の所管警察署又は運転免許センター
- 電気・水道・ガス・電話・郵便局:少なくとも転出(引越し日)の2～3日前までに電力会社、ガス会社、水道局、NTT(電話)、郵便局などへの連絡が必要です。引越しの当日に各会社の係員がメーターをチェックして精算してくれます。郵便局では新しい住所へ郵便物を転送(1年間)してくれるサービスがあります。
- 印鑑登録:転出してきた市区町村で申請したものは使えなくなります。

来水部門联系。

水費可以通过银行帐户自动转账,或使用付款通知书(转帐联系表),在便利店或金融机构缴纳。搬家时,请向千叶县企业局或居住地的市町村自来水部门办理水费结算手续。

具体情况请向千叶县企业局或市町村的水道担当课询问。

县水道顾客中心(千叶县企业局)

电话:0570-001245

星期一～五:上午8:45到下午6:00

星期六:上午8:45到下午5:00

■搬家

搬家时,需要办理下列手续。

- 向市区町村役所进行申报:中長期在留者居住地址变更时,请于搬迁之日起14日之内携带在留卡和迁出地的市町村出具的迁出证明书到迁入地的市区町村役所相关窗口进行居住地申报。
- 国民健康保险证的申请:市区町村役所的国民健康保险担当系
- 汽车驾驶执照的地址变更:迁入地的管辖警察署或者驾驶证管理中心
- 电、自来水、煤气、电话、邮局:至少在迁出(搬家日)的2～3日前,与电力公司、煤气公司、水道局、NTT(电话)、邮局等进行联系。搬家当天由各公司的工作人员查表结算。邮局可以提供向新地址转送邮件(1年)的服务。
- 印鉴登记:在已经迁出的市区町村申请的印鉴不能再使用。